平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
	学校薬剤師の率	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から平成二十二年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

○文部科学省告示第六十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成二十二年三月三十一日

文部科学大臣　川端　達夫

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則（平成三年科学技術庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「十年後」を「十一年後」に改める。

第五条第一号中「四百三十四億七千五百十二万三千円」を「四百五十億一千九十一万三千円」に改め、同条第二号中「十七億四千四百七十七万八千円」を「十七億四千四百二十一万円」に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

○文部科学省経済産業省告示第三号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成二十二年三月三十一日

文部科学大臣　川端　達夫
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則

電源立地地域対策交付金交付規則（平成十九年文部科学省経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

第九条第二項中「次の各号に掲げる」を削り、「の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる」を「をメガワット時を単位として表した数に二十八円を乗じて得た」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「の区分に応じ、第二項の規定により得られる交付限度額」を「をメガワット時を単位として表した数に二十八円を乗じて得た金額」に、「交付年度において当該電力移出県等の交付限度額が当該交付年度の前会計年度における交付限度額と同額であるにもかかわらず市町村枠が前会計年度と比較して減額となる場合にあっては、当該交付年度の前会計年度における市町村枠を当該交付年度の市町村枠とみなし、第三条各号に掲げる措置に充てるものとする。」を「市町村枠が一億五千万円未満である場合はこの限りでない。」に改める。

第十条第一項中「A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J」を「A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K」に改め、同項第十号中「J」を「K」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　Jは、特別長期対象原子力発電供用施設（当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（原子力発電施設及び機構が設置する原子力発電密接関連施設（深地層研究施設を除く。）に限る。）のうち、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が四十年以上四十一年未満のものをいう。ただし、当該施設の使用が開始された日から当該施設が設置されている事所の廃止に関する計画が確実になった日が属する会計年度の末日までの期間が四十年未満のものを除く。以下同じ。）ごとに一億円とする。

第十条第二項中「$a_1+a_2+b_1+b_2+c_1+c_2+d_1+d_2+e_1+e_2+f_1+f_2+g_1+g_2+h_1+h_2$」を「$a_1+a_2+b_1+b_2+c_1+c_2+d_1+d_2+e_1+e_2+f_1+f_2+g_1+g_2+h_1+h_2+i_1+i_2$」に改め、同項に次の二号を加える。

十七　i_1は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地特別長期対象原子力発電供用施設ごとに、一億円に次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

当該複数立地特別長期対象原子力発電供用施設のうち当該対象原子力発電施設所在市町村に係る部分の予定建設費
―――――――――――――――――
当該複数立地特別長期対象原子力発電供用施設の予定建設費

十八　i_2は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地特別長期対象原子力発電供用施設以外の特別長期対象原子力発電供用施設ごとに一億円とする。

別表第七の備考二十四中「算定した数」の下に「（以下「みなし発電電力量」という。）」を加え、同備考及び別表第十五の備考十四中「加えるものとする。」の下に「ただし、みなし発電電力量は、次の算式のAの数にBの数及び二十四を乗じて得た数に〇・八一を乗じて得た数を上限とする。」を加える。

附　則

1　この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　平成二十二年度予算に係る交付金の交付の申請については、第十条第一項第十号中「四十年以上四十一年未満のもの」とあるのは、「四十年以上のもの」とする。

○厚生労働省告示第百十七号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十三条第二項の規定に基づき、平成二十二年度雇用施策実施方針の策定に関する指針を次のように定め、平成二十二年四月一日より適用する。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

平成二十二年度雇用施策実施方針の策定に関する指針

目次

第一　趣旨

第二　現下の経済及び雇用失業情勢とその課題

一　経済及び雇用失業情勢と今後の見通し

二　現下の厳しい雇用失業情勢における課題

第三　平成二十二年度の雇用における重点施策

一　現下の厳しい雇用失業情勢に応じた対策の実施

二　地方公共団体等と連携した雇用施策の実施

第四　平成二十二年度の主な雇用施策

一　非正規労働者の待遇の改善に向けた取組の推進

二　若者の自立の実現

三　女性の就業希望の実現

四　地域・産業等に着目した雇用創出

五　いくつになっても働ける社会の実現

六　安心・納得して自らの働き方を選択できる環境整備

七　障害者に対する就労支援の推進

八　職業能力開発の推進